

会報浦和支部

平成22年新年会盛大に開催

新春の恒例行事である平成22年浦和支部新年会が、1月8日(金)午後6時よりさいたま市民会館うらわ101号室において開催された。

参加者は、浦和支部の会員47名に加え、来賓に本会から高玉功稔会長、近隣支部から斉藤敏夫大宮支部長、永沼逸郎川口支部長をお迎えし、例年にも増して盛大に執り行われた。

定刻になり、小栗重美副支部長の開会の言葉による開式のあと、赤坂昌雄支部長が「この厳しい世相の下、より勉強をしなければならぬ1年になる。不安な時代なので、志を高くして1年を乗り切りたい」と年頭の挨拶を述べた。



赤坂支部長の年頭あいさつ



高玉本会会長の祝辞

会長からは、県庁の建設業課の相談コーナー設置の実現等、昨年の埼玉会の活動実績についての報告があり、続いて「変化の激しい時代なので、我々も変化で対応する必要がある。情報収集を大切にして時代に合った会の運営に努めたい」との挨拶をいただいた。また、近隣支部の両支部長からも「何事にも挑戦の気持ちを持ち、近隣支部同士切磋琢磨して、この厳しい時代を乗り切りましょう」などと、現在の厳しい時代を反映した発言が続いた。



ご来賓の皆様

その後、近藤定雄常任相談役の音頭による乾杯のあと祝宴に入った。

今年も多数の新会員の参加もあって、宴席も大変盛り上がり、会場のあちらこちらで歓談の輪がいくつも見受けられた。

後半はカラオケタイムとなり、新旧取り混ぜた顔ぶれが壇上で自慢ののどを披露したが、時間の制約もあって全員がの歌声が聞けないのが残念であった。



矢舗相談役の中締め

盛会の内に、矢舗昭二相談役の中締め、赤坂博道顧問の三本締めによる本締めで、楽しく盛り上がった新年会の幕が下ろされた。

(総務部 山口哲生)



恒例の集合写真

職務上請求書の取扱いに注意!!

職務上請求書の不適切な使用が大きな問題となつていきます。会員の皆様には十分ご承知のこととは思いますが、本来の目的以外に使用することのなきよう重ねてお願い致します。

業務資料

副支部長 小栗 重美

解体工事業・浄化槽工事業

電気工事業手続について

建設業許可申請業務を行っていますと、解体工事業者登録、浄化槽工事業登録、電気工事業者登録等といった関連する手続きが出てまいります。これらの業務は一見簡単でついつい軽視しがちなのですが、実は非常に重要な手続きでもあります。

私自身も正直なところ冷や汗をかいた経験があります。例えば入札参加資格申請においてこれらの工事を希望する場合には、それぞれの手続きがなされている書類の写し等を要求される場合があります。もしその手続きがなされていないければ申請にまにあわずにその工事は希望できないというところも出てまいります。

現在埼玉県庁において、埼玉県行政書士会による建設業許可の相談コーナーが設置されておりますが、その守備範囲の中にはこれらの手続きも入っています。かねてから一度じっくり調べてみたいと考えていたところ、今回は大変貴重な機会をいただきましたので、これらの手続きを取り

上げてその注意点や相違点を検討してみました。

まず解体工事業、浄化槽工事業、電気工事業の手続の種類をご覧ください。

工 事 業 の 種 類		手 続 きの 種 類	
解体工事業（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による。以下同じ）		登 録	な し
浄化槽工事業（浄化槽法による。以下同じ）		登 録	特例届出
電気工事業（電気工事業の業務の適正化の関する法律による。以下同じ）	一般用を行なう場合（注1）	登 録	みなし登録（注3）
	自家用のみの場合（注2）	通 知	みなし通知（注3）

この表を見て、多少経験のある方であれば左側は該当する建設業許可がある場合と簡単に考えがちです。しかし実は注意点がいろいろあります。

注1 電気工事業のうち「一般用」とは主に屋内配線等の工事である電気工事法の一般用電気工作物に係る工事のことで、「一般用を行う場合」とは一般用のみ又は一般用及び自家用を両方行う場合を指します。

注2 「自家用」とはビルのキユービクル等の工事である電気工事法の自家用電気工作物に係る工事のことで「自家用のみ」とは自家用電気工作物の工事のみを行う場合を言います。

注3 なお電気工事のところの「みなし」とは法文上で登録業者或いは通知業者とみなされるのですが、手続きが不要になるのではなく、それぞれ開始届、開始通知といった手続きが必要です。

以下①から④のケースにわけて必要な手続きの種類は何かを説明し、⑤⑥では注意すべき相違点を見てみます。

①該当工事について建設業許可を取得しなくても施工可能である軽微な工事（建設業法第3条、同施行令1条の2参照。以下同じ）のみを行なう建設業の無許可業者の場合

解体工事業	登 録	
浄化槽工事業	登 録	
電気工事業	一般用を行なう場合	登 録
	自家用のみの場合	通 知

この場合は全く何の業種の建設業許可も持たない会社のパターンです。
なおこの場合に軽微な工事を超えて工事を行う場合には、それぞれの建設業許可を取得することが必要になります。③のケースの手続きとなります。

②土木又は建築工事業の建設業許可業者の場合

解体工事業	な し	
浄化槽工事業	特例届出	
電気工事業	一般用を行なう場合	みなし登録
	自家用のみの場合	みなし通知

解体工事業について手続きは不要です。
浄化槽工事業は特例届出となります。
電気工事業で土木、建築工事の建設業許可をもっている場合は、直接的な関連はありませんが、手続きが変わり登録、通知ではなく、みなし登録、みなし通知となります。
なお上記のいずれも軽微な工事を超えて工事を行う場合には、それぞれの該当する建設業許可を取得することが必要になります。（③になります。）

③該当業種（解体工事はとび・土工事業、浄化槽工事は管工事業、電気工事は電気工事業）の建設業許可業者の場合

解体工事業	なし	
浄化槽工事業	特例届出	
電気工事業	一般用を行なう場合	みなし登録
	自家用のみの場合	みなし通知

この場合は表の通り解体工事業は手続きが無いのに対して、浄化槽工事業、電気工事業は手続きが必要となります。

④上記②、③に該当しない業種の建設業許可業者で、解体工事、浄化槽工事、電気工事については建設業許可を取得しなくても施工可能である軽微な工事のみを行なう場合

解体工事業	登録	
浄化槽工事業	登録	
電気工事業	一般用を行なう場合	みなし登録
	自家用のみの場合	みなし通知

この区分のケースは例えば内装仕上工事業の建設業許可業者が解体工事や浄化槽工事業、電気工事をする場合などです。なお軽微な工事を超えて工事を行う場合には、それぞれの建設業許可を取得することが必要になり、③のケースの手続きとなります。

(注)なお解体工事業の登録業者が、土木、建築又はとび・土工事業の建設業許可を受けた場合には、登録は効力を失い、登録していた都道府県知事に対してその旨を通知する必要があります。

⑤宛先の違い
宛先にも注意が必要です。

解体工事業	業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事
浄化槽工事業	業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事
電気工事業	1つの都道府県内に営業所を置く場合には都道府県知事
	ひとつの経済産業省産業保安監督部の区域内の場合には、産業保安監督部長
	複数の経済産業省産業保安監督部の区域内にまたがる場合には経済産業大臣

解体工事業や浄化槽工事業は、営業所の場所にかかわらず業を行なおうとする場所によって提出先が複数になります。具体的には埼玉県に営業

所があり、東京都には無い場合でも東京都で解体工事又は浄化槽工事をする場合には東京都へも手続きが必要ということになります。

⑥営業所の考え方の違い

営業所の考え方が、建設業許可の場合は常時契約を締結する営業所ということ、主に契約に関することに重点が置かれています。

しかし解体工事業は定義がよくわからないため、今回国土交通省にも問い合わせをしてみましたが、営業所の定義を明示されている通達などもないとのことでした。微妙な場合は個別の確認が必要と思われるかもしれません。

浄化槽工事業では常時浄化槽工事の施工に関する業務を行なう事務所であり、浄化槽工事の請負契約の締結等のみの施工に関する業務を行なっていない本店等は該当しないとされています。

また電気工事業は電気工事の作業の管理を行う店舗をい、電気工事の請負契約等の締結、経営管理等のみを行い、具体的な工事の作業の管理をすべて下部組織に行わせているような本店等は該当しない

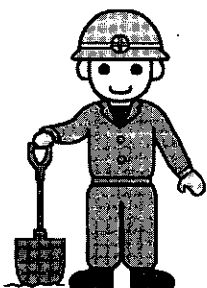
とされています。

従って、例えば浄化槽工事や電気工事の専門の建設業許可業者であっても、本店等が浄化槽工事業や電気工事業の営業所に該当しないという場合がありえるわけです。

また逆に技術職員が勤務して現場の施工を行っていても、契約、入札、見積などの営業行為などは一切行わず、すべて本店等の指示によって動いているような営業所は、建設業法上の営業所に該当しない場合でも、浄化槽工事業や電気工事業の営業所に該当する可能性があると考えられます。

以上の他にも業の定義の相違点という根本的なものや必置技術者の職務や常駐義務の相違点、工事の範囲の相違点等紙面の都合上省略しましたが重要なものがまだまだあります。

手続きにあたっては法令や手引きによくあたり、不明点は問合せをするなどして確認しながら進めてください。



第3回 浦和支部研修会

平成22年1月29日(金)午後6時より埼玉会館3C会議室にて、企画部主催の第3回研修会を開催しました。

今回のテーマは「遺産分割協議書関連事項について」と題し、司法書士でもある浦和支部会員の小倉隆先生にご講義をお願いいたしました。配布されたレジュメを基に、

法定相続と遺産分割協議・遺産分割協議の当事者を主体として大変わかり易い説明であった上に、遺産分割協議では、意思表示処分に基づく処分行為として真の相続人全員の署名捺印が必要ことから、個人的には問題となる場合があるとの実務上の注意すべき点の説明もありました。したがって、我々行政書士にとっては実務に即した充実した内容となりました。

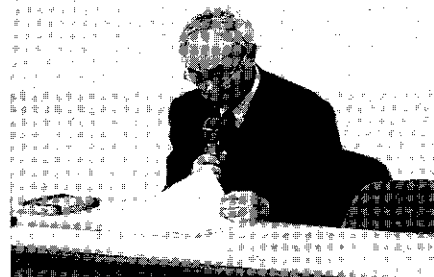


あいさつをする赤坂支部長と吉森企画部長

平成22年度 行政書士の相続遺言・内容証明相談日程表

開催日	曜日	区名	氏名
22年 4月1日	木	緑区	吉野敏和
4月13日	火	南区	野坂敏博
4月16日	金	中央区	敏博健英
5月6日	木	緑区	村瀬田口
5月11日	火	南区	中廣前山
5月21日	金	中央区	山口崎根
6月3日	木	緑区	前山関岩
6月8日	火	南区	山関岩藤
6月18日	金	中央区	関岩藤関
7月1日	木	南区	加峯吉山
7月13日	火	中央区	藤森岡嶋
7月16日	金	南区	武中小田
8月5日	木	緑区	矢岡古道
8月10日	火	南区	茂加佐
8月20日	金	中央区	中福茂山
9月2日	木	緑区	早坂
9月14日	火	南区	早坂
9月17日	金	中央区	早坂
10月7日	木	緑区	早坂
10月12日	火	南区	早坂
10月15日	金	中央区	早坂
11月4日	木	緑区	早坂
11月9日	火	南区	早坂
11月19日	金	中央区	早坂
12月2日	木	緑区	早坂
12月14日	火	南区	早坂
12月17日	金	中央区	早坂
23年 1月6日	木	緑区	早坂
1月11日	火	南区	早坂
1月21日	金	中央区	早坂
2月3日	木	緑区	早坂
2月8日	火	南区	早坂
2月18日	金	中央区	早坂
3月3日	木	緑区	早坂
3月8日	火	南区	早坂
3月18日	金	中央区	早坂

当日の出席者は、今年度の浦和支部研修会の中では最多となる45名のご出席をいただき、出席会員は大変熱心に聴講していました。質疑応答では、会員からいくつかの質問が生まれ、小倉先生は懇切丁寧に回答していただきました。



小倉講師

本研修終了後、参加された多くの先生から「事例が具体的にあって大変勉強になりました。」とのご評価をいただきました。

(企画部 峯尾 聡)

編集後記

私が会員登録した7年ほど前には、ホームページもなく、本会報の「支部だより」に浦和支部の記事の掲載は少なく、寂しい思いをしたものでした。

現在では、前広報部のご努力でホームページは出来、支部会報も年3回の発行となり、支部会員の皆様には支部の活動情報が多く伝わるようになりました。

本年度の広報部は、本会報の「支部だより」に支部情報を極力掲載するように取り組んできました。その結果、第105号を除き、各号に支部活動の記事を掲載することが出来ました。しかし、本会報の記事の提供には悩みがあります。それは、毎号に支部活動を掲載したいのですが、本会報は2カ月おきに発行されますので、報告すべき支部活動が行われないときには残念ながら「支部だより」には支部の活動は掲載できません。また、新年会や研修旅行のような活動は、支部会報の記事と本会報の記事とは重なりますので、記事の内容と掲載する写真を異なるようにする悩みがあります。記事は書き手を変えて対応していますが、写真はどうしても同じ写真にならざるを得ないときがあります。支部会員の皆様には、重複した記事をお読みの際は、この辺の事情をご理解頂けるとありがたいです。

(広報部 早坂 舜)